

2021年6月1日

学生の皆様へ

学生支援部長 田代 利恵

緊急事態宣言の発令に伴う対応について（課外活動関係）再通知

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の期限が、5月31日（月）から6月20日（日）に延長されました。これに伴い、本学の課外活動につきましても、引き続き下記の事項を遵守するようあらためて通知します（6月20日まで）。

記

- （1）課外活動については19時までとします。20時までには帰宅し、それ以降の外出は控えて下さい。活動後の集団での飲食等は控え、速やかに帰宅して下さい。
- （2）公式試合への参加については、キャリア支援課に相談してください。「大会要項」における感染防止対策等をはじめ、会場への移動や宿泊の状況等についても検討したうえで可否を判断することとします。
- （3）宿泊を伴う合宿や他大学等との交流試合（学生募集や就職に係るものを含む）、ならびに懇親会（いわゆる飲み会）については禁止とします。
- （4）接触系のクラブ（レスリング、柔道、ラグビー等）については、接触を伴わない活動に限定するよう練習メニュー等を変更して下さい。
- （5）寮や寄宿舎の自室内において、複数の学生が集まったの談笑、ゲーム、飲酒等の行為は控えて下さい。
- （6）大学周辺の公園での危険な行為（小さな子供の近くでキャッチボールをするなど）、スーパーやコンビニ等でマスクも着けずに大声で会話をする等の行為について周辺住民から苦情が寄せられています。学外における行動に関しても十分に注意して下さい。
- （7）新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いが生じた場合には、速やかにクラブ指導者またはキャリア支援課に連絡をして下さい。

なお、上記の事項については、福岡県の新型コロナウイルスの感染状況により変更が生じる可能性があります。また、学内の感染状況（クラスターの発生など）によっては、課外活動自体の禁止など、より厳しい措置となる可能性もあります。そうならないためにも、学生の皆さん一人ひとりの自覚と節度ある行動を求めます。